

(一関市千厩新町にぎわい交流施設条例の一部改正)

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
利用区分	単位	利用料金の限度額		利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料			基本利用料金	冷暖房料
食堂	1月	60,000円	—	食堂	1月	60,000円	—
産直コーナー	1月	60,000円	—	産直コーナー	1月	60,000円	—
研修室	1時間	200円	<u>50円</u>	研修室	1時間	200円	<u>40円</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							